

事 務 連 絡
令和 3 年 5 月 28 日

県立美術館長
県立歴史博物館長
県立人と自然の博物館長
県立考古博物館長
県立コウノトリの郷公園長
県立図書館長

} 様

社会教育課長

緊急事態宣言の再延長を踏まえた社会教育施設の取扱いについて（通知）

本県に出されていた緊急事態宣言が6月20日まで延長となりました。
このことを受けて、6月1日以降の取扱いについては、下記のとおりとします。
つきましては、引き続き、感染防止対策を徹底のうえ、適切に対応願います。

記

1 美術館・博物館

- 感染防止対策を実施した上で開館。
- 開館時間は最大20時まで
- イベント開催の場合の制限
 - ・人数上限5,000人かつ屋内収容率50%以内（屋外は人の距離の確保）
 - ・開催時間は21時まで
 - ・業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底

2 図書館

- 感染防止対策を実施した上で引き続き開館。

【本件問い合わせ先】

兵庫県教育委員会社会教育課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

TEL 078-362-9434 FAX 078-362-3927

E-mail syakaikyoubu@pref.hyogo.lg.jp